

静岡県国民健康保険団体連合会
第2期中期経営計画

平成31年4月

静岡県国民健康保険団体連合会

目 次

◆基本理念

◆経営ビジョン

1 策定の趣旨

- (1) 計画の趣旨
- (2) 計画の期間

2 国保連合会を取り巻く状況

- (1) 医療保険・介護保険の保険者支援等の必要性の高まり
- (2) 新国保制度の施行と都道府県の役割の増大
- (3) 審査支払業務の効率化・高度化への対応
- (4) ICTの進展とデータヘルス改革への対応
- (5) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組み

3 具体的な施策

- (1) 業務改革の方向性
 - ① 市町等への支援業務（医療・保健・介護・福祉）の強化
 - ② 新国保制度と都道府県の役割の増大に対応した業務の強化
 - ③ 審査支払機関改革に対応した診療報酬審査支払業務の強化
 - ④ データヘルス改革の推進
 - ⑤ 地域包括ケアシステム整備の推進
- (2) 改革に向けた基盤強化
 - ① 職員の資質向上と人材育成の強化
 - ② 組織体制の強化と活性化の推進
 - ③ 財政基盤の確立と健全な財政運営の強化
 - ④ 安全管理体制の強化

4 評価体制

- (1) 実施状況報告
- (2) 評価

5 第1期中期経営計画の評価（平成29年度）

【基本理念】

- ◆ 本会の活動を通じて、医療保険制度の円滑な運営に貢献する。

【経営ビジョン】

- ◆ 保険者に良質なサービスを提供することで、保険者満足度100%を目指す。
- ◆ 安心、安定、安価（AAA）をモットーに事業を運営して、組織の発展を図る。

1 策定の趣旨

(1) 計画の趣旨

- 静岡県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、国民健康保険法第83条により、国保の保険者が共同して目的を達成するために設立された公法人で、国保保険者のための団体であり、ひいては国保の被保険者のための団体である。
- また、本会は、国保事業のみならず、後期高齢者医療事業、介護保険事業、障害者総合支援事業等の他の社会保障制度についても支援しており、今後も保険者等の負託に応えることで信頼を得るため、住民が住み慣れた地域で健やかに暮らせる地域づくりを支えるとともに、効率的・効果的な事業の改善に日々工夫を重ね、円滑な事業運営に積極的に貢献していかねばならない。
- 本会の事業運営は、保険者等からの各種手数料や負担金等により賄われており、これらは、最終的に保険料（税）と公費（税金）を財源としていることから、保険者、被保険者及び広く住民のために何を行うべきかを基本として、コスト意識を強く持ち、事業運営を効率的・効果的に展開するとともに、財政構造をわかりやすく見せる等透明化することが求められる。
- このようなことから、本会は、保険者の共同体としての責務を十分認識し、常に保険者等のニーズの把握に努め、新たな課題に対しては、スピード感を持って的確に事業を実施することが必要である。このため、時代（環境）の変化に沿った効率的

な組織体制の構築や業務環境の変化に対応できる広い視野を持った職員の育成、保険者等のニーズに沿った良質なサービスの提供、透明で健全な事業運営の確保が求められる。

- こうした状況を踏まえ本会では、これまでの中期経営計画の基本理念及び経営ビジョンを継承しつつ、平成 30 年 10 月に国保連合会と国保中央会が策定した「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2018」の基本的な方向性に沿って業務改革を進めるとともに、第 1 期中期経営計画の実施結果を踏まえ、更なる保険者サービスの充実と改革を推進していくため、ここに第 2 期中期経営計画を策定するものである。

(2) 計画の期間

2019 年度から 2021 年度までの 3 年間とする。

2 国保連合会を取り巻く状況

(1) 医療保険・介護保険の保険者支援等の必要性の高まり

- 我が国社会の長寿化が進み、人生 100 年時代を迎えようとしており、高齢者が社会で活躍する時期も長くなっている。一方で、医療費・介護費は増嵩し続けており、2016 年度で医療費は 41 兆円、介護費は 10 兆円に上っている。2025 年からさらに先の 2040 年を見据えた社会保障の将来見通しにおいても、今後も医療費・介護費が増嵩するとともに、少子化が進み人口減少社会となることを見込まれている中で、被保険者の負担の増加、税負担の増加に対しては厳しい目が向けられていることから、医療費・介護費の適正化が求められている。

- 近年、国保加入者は後期高齢者医療制度への移行や短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大等により減少し続けており、2017 年度には 3,000 万人を割る一方、後期高齢者は増加の一途をたどり 1,680 万人に達している。また、要介護（要支援）認定者数は、640 万人を超え、介護保険制度が創設された 2000 年度と比べ約 3 倍となっている。さらに、障害者福祉サービス、障害児給付等の利用者数も 110 万人に達している。

このような状況から、本会では、国保だけではなく、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援の分野においても、今後一層その役割を拡大していく必要がある。

- また、保険者等では被保険者の健康増進や医療費適正化対策の推進、介護給付費の適正化対策の強化、障害者総合支援に係る業務の適正化、効率化が求められており、これらについての支援の必要性が高まっている。

(2) 新国保制度の施行と都道府県の役割の増大

- 新たな国保制度の施行により、2018年度から都道府県が医療提供体制の整備・構築と併せて、国保の財政運営の責任主体となり、地域医療の提供水準と保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することが可能となったほか、保険者協議会の事務局を都道府県自ら、又は本会と共同で担うことが考えられるとされている。これにより、都道府県の役割は今後一層増大することが見込まれる。
- 国保に対する財政基盤の安定化に向けた措置として、都道府県及び市町に対する保険者努力支援制度が導入されたことから、保険者インセンティブを活用した健康づくりや医療費適正化の取組みが今後より一層強化されると考えられる。
また、後期高齢者医療や介護保険においても、特別調整交付金の活用や新たに「保険者機能強化推進交付金」が創設され国保と同様にインセンティブ制度が充実される。
- 都道府県は、それぞれ統一的な国保の運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していくこととなる。
また、都道府県は国保の財政運営を担うことから、医療費適正化計画の進捗状況の把握と国保運営の両面から住民の健康増進と医療費適正化を積極的に推進することが期待されている。
- このように都道府県の役割が増大するとともに、国保の都道府県単位化により更なる保険者の事業運営の効率化が要請されていることから、これまで以上に本会に求められる期待が大きくなる。

(3) 審査支払業務の効率化・高度化への対応

- 厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）では、2017年7月に「支払基金業務効率化・高度

化計画・工程表」(以下「支払基金計画」という。)、2018年3月に「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組」を取りまとめ、審査支払業務の効率化・高度化に向けた取組みが現在進められている。支払基金計画では具体的な取組みとして、①新たなシステムへの刷新(2020年度)を行い、レセプト審査におけるコンピュータチェックの寄与度を高め、徹底的な審査業務の効率化を行うこと、②地域ごとに差異のある審査基準についてはコンピュータチェックルール等について、差異の継続的な見える化を行い、審査基準の統一化を進めること、③支部組織の見直し等が挙げられている。

- 一方、国保連合会と国保中央会では、保険者の財政負担や被保険者の費用負担を軽減し審査の一層の充実を図っていくために、ICTの活用等により審査業務の高度化・効率化にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要であるとして、2017年10月に「国保審査業務充実・高度化基本計画」を取りまとめた。
- なお、支払基金計画では、国保連合会についても支払基金における改革と整合的かつ連携して取組みを進める旨、また中央会等の次期国保総合システム等の更改時(2024年度)には支払基金と中央会等の双方の審査支払業務が整合的かつ効率的に機能することを実現する旨が示されている。
- 支払基金における改革は、本会の業務・組織の在り方にも大きな影響を及ぼすものであり、今後、「国保審査業務充実・高度化基本計画」を着実に実施するとともに、厚生労働省及び支払基金との連携を強化し、一体的に審査業務改革に取り組んでいくことが必要となっている。

(4) ICTの進展とデータヘルス改革への対応

- 厚生労働省・支払基金・中央会では、2017年7月に「国民の健康確保のためのビッグデータ活用促進に関するデータヘルス改革推進計画・工程表」を取りまとめ、ビッグデータを活用したデータヘルス改革の方向性を示した。同計画に基づいて、ビッグデータ利活用のための保健医療データプラットフォームの構築、保険者のデータヘルス支援等を行う健康・医療・介護のデータを連結したICTインフラの構築等、ビッグデータの

利活用の推進に向けた検討が、厚生労働省内に設置された「データヘルス改革推進本部」等において進められている。

- 政府全体においても、2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」において、データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」についての運用開始に取り組むこととされている。
- 厚生労働省においては、マイナンバー制度における情報連携の基盤（支払基金と中央会が医療保険者等向けに中間サーバを共同で設置し、運用している。）を活用し、個人単位での被保険者の資格管理を行うことにより、オンライン資格確認、保健医療データの個人向け提供サービス（PHR）の推進が検討されている。
- さらに、厚生労働省が設置する「保健医療分野におけるAI活用推進懇談会」の議論や支払基金計画ではAI（人工知能）の活用による審査の充実や質の向上等について方向性が示されている。
- 本会においては、既に健診、医療、介護等の情報を連結させた国保データベースシステム（KDBシステム）を運用し、データヘルス推進による保険者機能の強化を支援しているが、データヘルス改革の取組みやICT化の進展は今後の本会の業務の在り方に大きな影響を及ぼすものであり、その動向を踏まえて的確に対応していかなければならない。

(5) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組み

- 団塊の世代全員が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められている。

- 国では、2018年度の診療報酬・介護報酬改定、医療計画・医療費適正化計画・介護保険事業（支援）計画の策定においても、地域包括ケアの推進を重要な柱と位置付けており、市町、都道府県において地域の特性に応じた取組みが進められている。
- また、地域包括ケアの発展として、暮らしと生きがいとともに創る「地域共生社会」の実現に向けて厚生労働省が改革を進めており、2018年度の介護・障害福祉サービス等報酬改定において、共生型サービスが位置付けられた。
- 本会は、業務を通じて国保、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援に深く関わっていることから、これまでに蓄積した知見やデータ等を活用して、市町等における医療・介護サービスのネットワーク化、予防・健康づくりや生活支援サービスの確保、地域づくりなど、地域包括ケアシステム構築の取組みを積極的に支援していくことが必要である。

3 具体的な施策

(1) 業務改革の方向性

① 市町等への支援業務（医療・保健・介護・福祉）の強化

【基本的な考え方】

国保、後期高齢者の医療費や介護保険、障害者総合支援事業の給付費の増嵩が進む中で、保険者による被保険者の健康増進、医療費適正化対策及び介護給付適正化対策等の充実に寄与し、給付の効率化を図るため、保険者支援の基盤となるシステム運用業務の充実と安定かつ効率化に努め、今後は医療・保健・介護・福祉部門に関する市町等の支援業務を強化する。

【具体的な取組み】

- ア 国保・後期高齢者医療システムの安定稼働
- イ 医療費分析システム（KDBシステム・茶っとシステム）の活用支援
- ウ データヘルス計画に基づく保健事業の取組支援
- エ 傷害事故に係る第三者直接請求を含めた全ての第三者行為求償事務の体制及び取組強化
- オ 二次点検業務等保険者支援の充実及び事務の効率化
- カ 介護給付適正化の推進
- キ 障害介護給付費等審査支払業務の円滑な実施
- ク 後期高齢者医療広域連合への支援の推進

② 新国保制度と都道府県の役割の増大に対応した業務の強化

【基本的な考え方】

新国保制度が施行し、県においては国保財政の安定化、国保事務の効率化を進めることが予想されるため、本会では県との更なる連携強化を図ることで本会の果たすべき役割を拡充していく。

【具体的な取組み】

- ア 国保事業費納付金等算定業務の安定運用
- イ 市町村事務処理標準システムの導入保険者への技術的支援
- ウ 医療・介護関連データ提供による一体的な取組みの支援

③ 審査支払機関改革に対応した診療報酬審査支払業務の強化

【基本的な考え方】

「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、計画の具現

化を図るとともに、「人とシステムの審査業務能力向上の好循環による審査業務の高度化・効率化の追求」に取り組む。

【具体的な取組み】

- ア 審査事務共助の充実・強化及び人材育成（医科・歯科）
- イ 療養費の審査の充実及び適正化
- ウ 審査基準の明確化への取組み

④ データヘルス改革の推進

【基本的な考え方】

国においてオンライン資格確認の仕組みを構築することが検討されているが、本会においては全体の費用の見通し、コスト負担のあり方、費用対効果、個人情報保護の確保、スケジュール等を見定めた上で適切に対応していく。

また、データヘルス推進などにより都道府県の役割が強化され、保険者からの支援がますます求められることから、県及び保険者に対してはKDBシステムのより良い活用方法を積極的に提案していく。

【具体的な取組み】

- ア 「オンライン資格確認事務」の円滑導入に向けた対応
- イ KDBシステムの更なる活用に向けた研究と県・保険者への支援の強化

⑤ 地域包括ケアシステム整備の推進

【基本的な考え方】

市町等においては、国保及び後期高齢者医療における保健事業や介護保険における介護予防事業等が実施されており、国ではこれらを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めていくこととしている。このため本会においては、市町、医療機関、介護事業所等関係者との連携がさらに進むよう積極的に支援していく。

【具体的な取組み】

- ア 静岡県在宅保健師の会「つつじ会」の活動促進支援
- イ 国保直診施設との連携推進

(2) 改革に向けた基盤強化

① 職員の資質向上と人材育成の強化

【基本的な考え方】

連合会を取り巻く社会情勢や環境の変化に合わせ、保険者の負託に十分応えられる専門集団であり続けるため、職員の意識改革を進め、更なるスキルアップを図っていく。

【具体的な取組み】

- ア 職員研修の強化による人材育成
- イ 関係団体への職員派遣による人材育成

② 組織体制の強化と活性化の推進

【基本的な考え方】

退職者数等を勘案し、有能な人材の確保に努めるとともに業務の変革に積極的かつ迅速に対応できる組織体制を整備し、職員の能力を最大限引き出せるように人員配置と職場の環境づくりを推進する。

【具体的な取組み】

- ア 環境変化に対応した積極的かつ迅速な組織運営と適正な人員配置
- イ ワーク・ライフ・バランスの推進

③ 財政基盤の確立と健全な財政運営の強化

【基本的な考え方】

財政運営の健全化を確保するため、適正な負担金・手数料単価の設定、事業経費の縮減と業務の効率化、基金・積立金の計画的な活用などにより、低コストで良質なサービス提供を行い、安定的な財政運営を目指す。

【具体的な取組み】

- ア 持続可能な財政運営の構築

④ 安全管理体制の強化

【基本的な考え方】

情報セキュリティについては、平成 31 年 3 月に ISO27001 を認証取得し、職員の意識は向上したが、これが形骸化することの

ないよう、引き続き情報資産の安全管理及び管理体制の維持強化に努める。

大規模な災害、事故等で国保会館や職員等に相当の被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための対策を迅速かつ適切に実施する。

【具体的な取組み】

- ア 情報セキュリティ体制の適正な管理運営
- イ 業務継続計画（BCP）の見直し・運用

4 評価体制

本計画の実施状況報告及び評価を次のとおり行う。

(1) 実施状況報告

各年度の第1回理事会及び通常総会において報告する。

(2) 評価

本会に設置する「静岡県国民健康保険団体連合会経営計画評価委員会」において評価を行う。

評価の結果、見直しが必要な部分があれば計画を変更し、その内容は国保地域連絡会等正副会長会等で報告する。

静岡県国民健康保険団体連合会経営計画評価委員会要綱

(目的)

第1条 本会中期経営計画に定める「静岡県国民健康保険団体連合会経営計画評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)は、この要綱に基づき運営するものとする。

(評価委員)

第2条 評価委員会は、次の者をもって構成する。

評価委員	常務理事
	会員監事 2名
	会員外監事 1名

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。

(活動)

第3条 評価委員会は、毎年度の決算監査が終了後、第1回理事会開催までの間に開催する。

(内容)

第4条 評価委員会は、本会事務局から経営計画に掲げる主要業務の進捗状況報告を受けて、それぞれの評価及び経営計画への助言を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

5 第1期中期経営計画の評価（平成29年度）

大項目	中項目	小項目	評価	第2期対応	
(1) 医療費の適正化	①審査体制の充実	ア 審査事務共助や重点審査の充実	医科 柔整	△	3(1)③ア
		イ 審査委員会との連携強化		◎	3(1)③イ
				◎	3(1)③ウ
	②審査システムの改善・拡充	ア 効果的なシステムチェックの調査・拡充	調剤 歯科	◎	—
		イ 医調突合審査の拡充		◎	3(1)③ア
		ウ 入院中他機関受診点検等の維持		○	3(1)③ア
(2) 保険者支援の強化	①第三者行為求償事務の充実	ア 保険者のスキルアップ支援と介護保険の掘り起し		○	3(1)①エ
	②ヘルスサポート事業の円滑な実施の支援	ア 保険者のデータヘルス計画策定を支援		○	3(1)①ウ
		イ 医療費分析システムの機器更改・機能見直し		◎	3(1)①イ
	③特定健診・保健指導の実施率向上の支援	ア 特定健診・保健指導の事務効率化		△	—
	④介護給付適正化対策	ア 介護給付適正化推進を目的とした保険者巡回援助		◎	3(1)①カ
	⑤保険者ニーズへの対応及び掘り起し	ア 二次点検の体制構築		○	3(1)①オ
		イ 保険者における新たなニーズへの対応		◎	3(1)①ク
	⑥国保総合システムの安定稼働	ア 次期国保総合システムの導入準備及び安定運用		◎	3(1)①ア
⑦国保医療費の適正化事業	ア 効果的な広報事業の実施		○	—	
	イ 共同処理事業や柔整療養費等の支援業務の充実		◎	—	
(3) 制度改革に向けた取組み	①国保の広域的業務への対応	ア 国保保険者標準事務処理システム導入への対応		◎	3(1)②イ
		イ 都道府県が行う給付点検への対応		△	3(1)①オ
(4) 健全な財政運営	①スリムでバランスのとれた財政運営を目指す	ア 本会事業の再評価による見直し		◎	3(2)③イ
		イ 財務会計システムの改善		○	—
	②手数料見直しと基金の運用計画	ア 実費弁償方式による手数料単価の見直し		◎	3(2)③ア
		イ 基金の運用計画		○	3(2)③ア
③事務処理の省力化	ア 再審査請求の画面処理への移行		◎	—	
(5) 組織体制と職員数の適正な管理	①組織の再編と職員の適正管理等	ア 制度変更に対応した柔軟な組織再編		◎	3(2)②ア
		イ ワーク・ライフ・バランスの充実		△	3(2)②イ
	②職員の資質向上と人材育成	ア 人材育成のため関係団体へ職員を派遣		◎	3(2)①ア
		イ 幹部による事業進捗目標の策定と評価		○	—
(6) 安全・危機管理体制の確立	①情報システムのセキュリティ対策	ア システム等のセキュリティ対策		○	3(2)④ア
	②BCP基本方針に沿った対策	ア BCP計画の不断の見直し		○	3(2)④イ

※ 「第2期対応」欄中の「—」は、本会業務において引き続き実施していく。

【経営計画評価委員会による総評】

(総評)

概ね計画どおり実施し、目標達成に向けた取り組みが行われている。

一方で目標未達成な取り組みについては、改善等の見直しを行うなどの努力をお願いします。

今後の取り組みに向けて、以下の検討をお願いします。

(委員からの主な意見)

- 1 連合会が保有する医療・介護・特定健診等のデータの有効な活用方法について、さらに研究を進めるほか、保険者のヘルスサポート事業を充実させるために、地域の健康状態の把握及び保健事業に役立つようなデータ提供に取り組んでいただきたい。

具体例としては、連合会が独自に開発した「しずおか茶っとシステム」の汎用性を高め、各市町の地域特性等を見える化したデータの提供など、保険者のニーズに合わせた保健事業の展開を期待する。

- 2 連合会における業務は、ITの高度化、コンピュータシステムの導入などにより、機械によるシステムチェックが大半を占めてきている。

このような状況の中で、特に審査業務については、審査に携わる人材とコンピュータシステムを巧みに組み合わせ、人がコンピュータシステムを育て、コンピュータシステムにより人の力がさらに発揮されるという好循環をつくり出すことで、一層の高度化と効率化を同時に推進していくことが有効である。

このためには、高度化するコンピュータへの対応や医学的判断を要する事例等を見極める能力など、専門家集団としての職員の人材育成が不可欠である。